

地方独立行政法人総合医療センター 第二期中期計画  
中間案から最終案への修正箇所一覧

No	修正箇所	評価委員会意見等	修正内容等
1	前文	『紹介患者及び救急患者の増加』という表現について、『紹介患者及び救急患者の <u>受入れの増加</u> 』という表現にすべきではないか。	意見のとおり修正しました。 (修正案) また、高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、紹介患者及び救急患者の <u>受入れの増加</u> に努めるなど、 *「第 3-2 効果的・効率的な業務運営の実現」及び「第 3-7 収入の確保と費用の節減」についても同様に修正しました。
2	前文	「勤務環境の向上」、「人材育成機能の充実」に関する記述は必要ないか。	下記のとおり文章を追加しました。 (修正案) <u>経営基盤の強化を図るとともに、勤務環境の向上や医療人材の育成に努めていく。</u>
3	第 2-1 医療の提供		地域医療構想の検討状況を踏まえ、以下のとおり文案を修正しました。 (修正案) 三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の <u>変化や</u> 県民の多様化する医療ニーズに 応えるため、病院が有する医療資源を効果的・効率的に活用し、質の高い医療を提供する。 <u>なお、地域医療構想を踏まえて、地域の将来のあるべき医療提供体制に資するため、病院・病床機能等の見直しを図る。</u>
4	第 2-1-(3) 信頼される医療の提供	『セカンドオピニオンの的確な対応』という表現については、『セカンドオピニオンへの <u>的確な対応</u> 』という表現にすべきではないか。	意見のとおり修正しました。 (修正案) インフォームドコンセントの徹底及びセカンドオピニオンへの <u>的確な対応</u> を行う。
5	第 2-2-(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応	予防対策・治療については、地域医師会と連携をした行動計画に配慮した記載が必要ではないか。	下記の文言を追加しました。 (修正案) 新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて、県及び四日市市並びに <u>地域医師会と連携</u> しながら、患者を受け入れるなど迅速、的確に対応する。
6	第 2-3-(1) 地域の医療機関等との連携強化	地域包括ケアシステムの重要なポイントは在宅医療であり、そのバックアップ医療機関としての役割を明文化してアピールすべきではないか。	下記の文言を追加しました。 (修正案) また、退院患者が安心して生活できるよう、 <u>在宅医療への支援等</u> 、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関等との連携に取り組む。
7	第 2-4-(1) 医療人材の確保・定着	『適切かつ効率的な研修企画・運営を行う』の表現については、ラダーを活用した研修で十分であり、『適切かつ効率的な』という文言は必要ないのではないか	意見のとおり修正しました。 (修正案) 看護師については、新人看護師の卒後臨床研修システム、 <u>看護キャリアラダー</u> を効果的に活用した研修企画・運営を行う。

8	第4 財務内容の改善に関する事項	『政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県から負担を受ける』ことを踏まえれば、当然に経常収支比率100%を目指し、経営の安定化を図るべきであり、第一期と同様にこの点を記述すべきではないか。	意見のとおり修正しました。 (修正案) 良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、業務運営の改善、効率化を図り、人件費比率、材料費比率の適正化に努め、 <u>経常収支比率100%以上の達成を目指す。</u>
9	第6 出資等に係る不要財産等がある場合の処分計画	地方独立行政法人法の改正(第26条第2項第4の2号)により、新たに章を追加する。 ※改正年月日 平成26年4月1日	下記のとおり第6章を追加しました。 (修正案) 第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合は、当該財産の処分に関する計画なし ※以下、順次、章番号を繰下げ
10	第10-4-(2) 積立金の処分に関する計画	地方独立行政法人法第40条第4項の規定により積立金に係る所要の改正を行う。	(修正案) 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等にあてる。